

貴社名：

## 南島原市企業版ふるさと納税のお申し出に係る「確認シート」

本シートは、企業版ふるさと納税に係る寄附のお申し出に係る確認を行うためのシートです。  
下線部分に必要な事項を記入し、「寄附申出書」とともにご提出をお願いします。

 貴社の税申告は「青色申告」である

：

※税の優遇措置を受けることができる法人は、外国法人を含め「青色申告書」を提出している法人です。  
「青色申告」とは、複式簿記形式により帳簿に記録し、それに基づき所得を申告する制度です。

 貴社の本社所在地：

(市区町村まで)

※税の優遇措置を受けるためには、法人の本社が南島原市外の地方公共団体に所在していることが要件となります。本社所在地とは、地方税法上の「主たる事務所又は事業所が所在する地方公共団体」です。

 寄附対象事業及び寄附額 ※寄附額を入力してください。

※ご希望の対象事業に寄附額を記入してください。  
(複数事業へのご寄附や具体的な事業へのご寄附も可能ですのでご相談ください)  
※企業版ふるさと納税制度を活用するための寄附額は10万円以上です。

事業名	寄附額 (円)
太陽の恵みと地域資源を活かし、安定した雇用を生み出す事業	
地域の価値を高め、多様な交流により活力を生み出す事業	
結婚・出産・子育ての希望をかなえる事業	
健康で安心して暮らせる魅力的なまちをつくる事業	
南島原市にお任せする	

 納付時期： 令和 年 月 旬頃

※会計上、特に支障がない場合は、寄附お申出の年度内(3月末まで)の設定をお願いします。

(裏面がございます)

## 納付方法について

- ・ 寄付金の納付方法：（ ） ※納付書による納付または指定口座への振込を記入

※現金による寄附の場合のみご回答ください。

※「寄附申出書」と「確認シート」をご提出いただいた後、「寄附金納付用の納付書」又は「振込口座の案内文書」を送付します。

※「納付書による納付」をご希望の場合は、お近くの南島原市公金取扱銀行（十八親和銀行、長崎銀行等）の窓口へ「納付書」をお持ちになり、納付願います。

※寄附の収納を確認後、南島原市が寄附を受けたことを証明する「受領証」を発行いたします。

（受領証は税の申告の際に添付する書類となります。）

（税制上の手続きに係る詳細については、必ず管轄の税務署または税理士に確認してください。）

- ・ 物品の納付方法： 物品名（ ）

※物品による寄附の場合のみご回答ください。

※送料等については、寄附者負担となります。

※寄附の収納を確認後、南島原市が寄附を受けたことを証明する「受領証」を発行いたします。

（受領証は税の申告の際に添付する書類となります。）

（税制上の手続きに係る詳細については、必ず管轄の税務署または税理士に確認してください。）

## 貴社の決算期： 月決算（ 税申告月： 月）

※寄附額は全額を損金算入することができます。

※法人諸税の税額控除の優遇措置は以下のとおりです。なお、寄附を行った法人の税制控除は、実際に寄附を行った日が属する事業年度に適用されます。

（決算において、控除対象となる税科目（法人住民税、法人事業税、法人税）に控除できる額がない場合は、優遇措置を受けることができません。）

※税の優遇措置（税額控除）を受けるためには、税申告時に「受領証」の写しを添付して申告する必要があります。

税目	特例措置（税額控除）
法人住民税	寄附額の4割を控除（法人住民税法人税割額の20%が上限）
法人税	法人住民税の控除額が寄附額の4割に達しない場合、その残額 但し、寄附額の1割を限度（法人税額の5%が上限）
法人事業税	寄附額の2割を控除（法人事業税額の20%が上限）

## 寄附の公表

南島原市のホームページ等における法人名の公表： ※可及び不可の入力

寄附額の公表： ※可及び不可の入力

※法人名及び寄附額の公表を希望されない場合であっても内閣府への事業実施報告を行う際に、企業様の意向に添えない場合がありますこと予めご了承ください。

## 貴社のご担当者

所 属：	
役 職 ・ お 名 前：	
連 絡 先 電 話 番 号：	
メ ー ス ア ド レ ス：	

貴社名：●●●●株式会社

## 南島原市企業版ふるさと納税のお申し出に係る「確認シート」

本シートは、企業版ふるさと納税に係る寄附のお申し出に係る確認を行うためのシートです。  
下線部分に必要な事項を記入し、「寄附申出書」とともにご提出をお願いします。

 貴社の税申告は「青色申告」である : はい

※税の優遇措置を受けることができる法人は、外国法人を含め「青色申告書」を提出している法人です。  
「青色申告」とは、複式簿記形式により帳簿に記録し、それに基づき所得を申告する制度です。

 貴社の本社所在地 : ●●県●●市 (市区町村まで)

※税の優遇措置を受けるためには、法人の本社が南島原市外の地方公共団体に所在していることが要件となります。本社所在地とは、地方税法上の「主たる事務所又は事業所が所在する地方公共団体」です。

 寄附対象事業及び寄附額 ※寄附額を入力してください。

※ご希望の対象事業に寄附額を記入してください。  
(複数事業へのご寄附や具体的な事業へのご寄附も可能ですのでご相談ください)  
※企業版ふるさと納税制度を活用するための寄附額は10万円以上です。

事業名	寄附額 (円)
太陽の恵みと地域資源を活かし、安定した雇用を生み出す事業	
地域の価値を高め、多様な交流により活力を生み出す事業	
結婚・出産・子育ての希望をかなえる事業	
健康で安心して暮らせる魅力的なまちをつくる事業	
南島原市にお任せする	1,000,000

 納付時期 : 令和 ● 年 ● 月 上 旬頃

※会計上、特に支障がない場合は、寄附お申出の年度内(3月末まで)の設定をお願いします。

(裏面がございます)

## 納付方法について

- ・ 寄付金の納付方法：（ 指定口座への振込 ） ※納付書による納付または指定口座への振込

※現金による寄附の場合のみご回答ください。

※「寄附申出書」と「確認シート」をご提出いただいた後、「寄附金納付用の納付書」又は「振込口座の案内文書」を送付します。

※「納付書による納付」をご希望の場合は、お近くの南島原市公金取扱銀行（十八親和銀行、長崎銀行等）の窓口へ「納付書」をお持ちになり、納付願います。

※寄附の収納を確認後、南島原市が寄附を受けたことを証明する「受領証」を発行いたします。

（受領証は税の申告の際に添付する書類となります。）

（税制上の手続きに係る詳細については、必ず管轄の税務署または税理士に確認してください。）

- ・ 物品の納付方法： 物品名 （ ●●●● ）

※物品による寄附の場合のみご回答ください。

※送料等については、寄附者負担となります。

※寄附の収納を確認後、南島原市が寄附を受けたことを証明する「受領証」を発行いたします。

（受領証は税の申告の際に添付する書類となります。）

（税制上の手続きに係る詳細については、必ず管轄の税務署または税理士に確認してください。）

## 貴社の決算期： ● 月決算（ 税申告月： ● 月 ）

※寄附額は全額を損金算入することができます。

※法人諸税の税額控除の優遇措置は以下のとおりです。なお、寄附を行った法人の税制控除は、実際に寄附を行った日が属する事業年度に適用されます。

（決算において、控除対象となる税科目（法人住民税、法人事業税、法人税）に控除できる額がない場合は、優遇措置を受けることができません。）

※税の優遇措置（税額控除）を受けるためには、税申告時に「受領証」の写しを添付して申告する必要があります。

税 目	特 例 措 置（ 税 額 控 除 ）
法 人 住 民 税	寄附額の4割を控除（法人住民税法人税割額の20%が上限）
法 人 税	法人住民税の控除額が寄附額の4割に達しない場合、その残額 但し、寄附額の1割を限度（法人税額の5%が上限）
法 人 事 業 税	寄附額の2割を控除（法人事業税額の20%が上限）

## 寄附の公表

南島原市のホームページ等における法人名の公表： 可 ※可及び不可の入力

寄附額の公表： 可 ※可及び不可の入力

※法人名及び寄付額の公表を希望されない場合であっても内閣府への事業実施報告を行う際に、企業様の意向に添えない場合がありますこと予めご了承ください。

## 貴社のご担当者

所 属	： 総務課
役 職 ・ お 名 前	： 課長 南島原 次郎

連絡先電話番号：0957-●●-●●●●

メールアドレス：●△◆@minamishimabara.ne.jp